**役員を変更した場合**

|  |  |
| --- | --- |
| 様　　式 | 医療法人役員変更届出書（様式第50号） |
| 該当条文 | 医療法施行令第５条の13 |
| 説　　明 | 医療法人の役員に変更があったときは、その旨を届け出て下さい。（任期満了に伴い再任した場合も届出が必要です。） |
| 提出時期 | 役員の変更があった後、遅滞なく |
| 添付書類 | ①　定款又は寄附行為に定められた役員の変更に関する手続を経たことを証する書　　　　　類②　新たに就任した役員（再任の場合を含む。）の就任承諾書及び履歴書③　変更後の役員名簿 |
| 注意事項 | ○　理事３人、監事１人が最低数です。理事が２人になる場合には、「医療法人理事数特例認可申請書」により認可を受けた後の変更となります。○　理事数の特例を受けた医療法人が、理事を３人以上にする場合には、併せて定款又は寄附行為の変更手続きが必要となります。○　法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設の管理者を理事に加えない場合には、「医療法人管理者理事特例認可申請書」により認可を受けて下さい。○　監事は理事及び医療法人の職員を兼務することは出来ません。○　就任承諾書及び履歴書は、自署又は記名押印してください。○　理事長の変更の場合には、①から③の書類と、医師又は歯科医師免許証の写し（再任の場合は、変更がない場合に限り添付を省略しても差し支えありません。）を添付して下さい。○　任期途中で役員を辞任する場合は、辞任届を添付してください。○　役員が死亡した場合は、戸籍事項証明書又は死亡診断書の写しを添付してください。○　理事長の変更は登記事項となりますので、役員変更届を提出後、最寄りの法務局にて登記し、「医療法人登記完了届出書」により届け出てください。○　理事長の氏名、住所が変更になった場合は「医療法人登記完了届出書」により届け出てください。 |